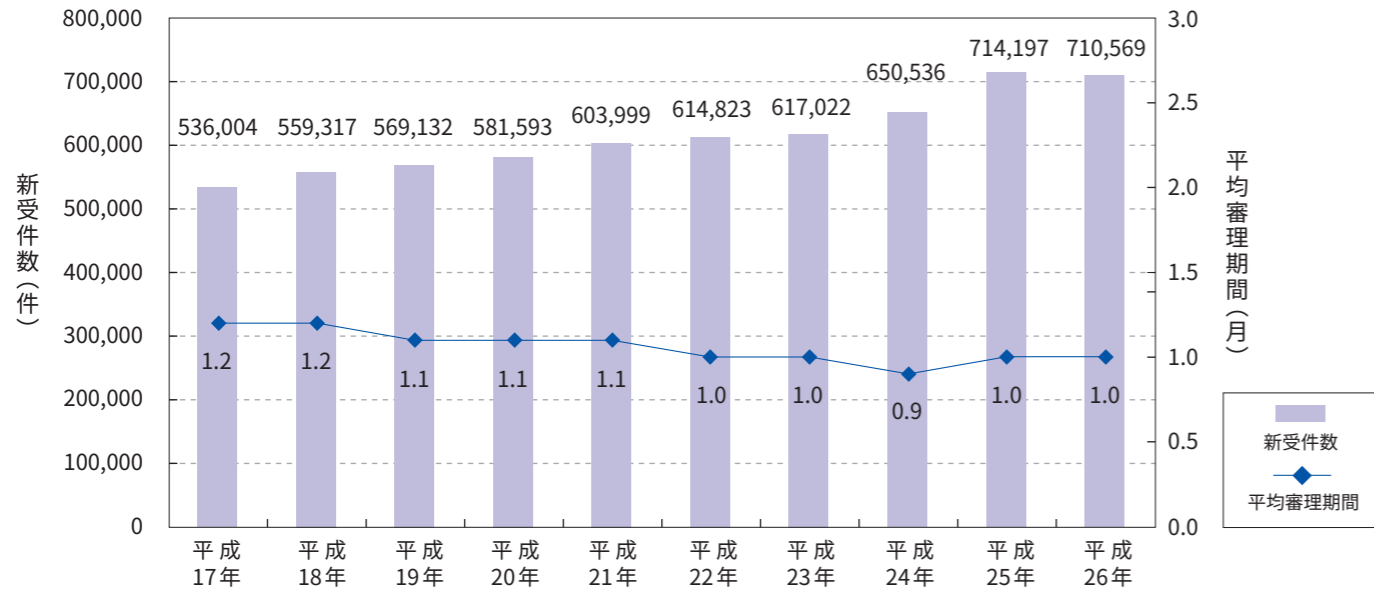


表1 家庭裁判所の遺産分割事件数



出典：「家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等」

相続ゼミナール

知って得する!

過去20年の景気低迷とデフレの影響もあり、個人の年収も減るばかり…。家族関係も世知辛さが増し、「放っておけば一家離散！」にもなりかねない危機感を持つ方が増えています。簡易裁判所での遺産分割事件、いわゆる相続争いも年々増加の一途をたどっているようです(表1)。家族間での相続トラブルが起きないようにするにはどのような対策があるのか、みていきましょう。



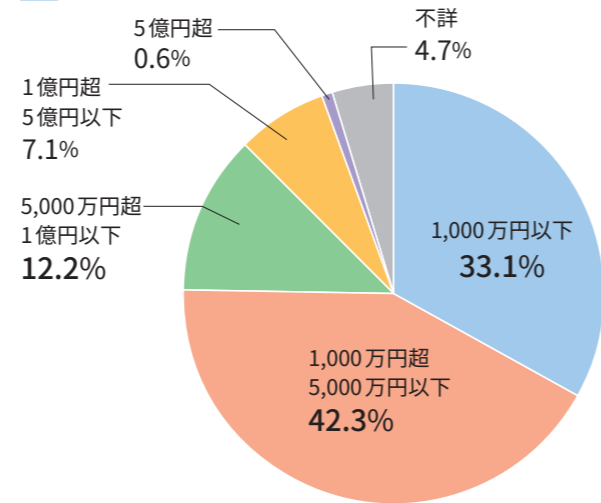
■ 相続の歴史

そもそも相続税とは1904年(明治37年)に勃発した日露戦争の膨大な戦費調達のために各種増税策が図られた後、さらに戦費が必要となり、翌年の1905年(明治38年)に創設された税制です。ちなみに相続税法は、ドイツで1906年(明治39年)、アメリカで1916年(大正5年)、イギリスで1949年(昭和24年)に創設されており、日本の相続税法創設は、先進国の中でも一番早かったといえるでしょう。

■ 少額でも相続争いの火種に!

遺産分割のトラブルというと、一昔前は「莫大な遺産をめぐってお金持ちがもめる」というイメージでしたが、現在はだいぶ様変わりしてきました。実際、遺産分割事件の3割強は争いの種になった遺産が1000万円以下、中には数百万円でも争いが起こっているのです(表2)。1990年代のバブル崩壊以降、現役世代の家計が厳しくなっていることも大きいと思います。住宅ローンや教育費といった削りにくい支

表2 相続の遺産の大きさ



出典：司法統計 遺産価格別 平成28年度

■ 生前贈与のこんな贈与にご用心!

相続対策のひとつとして生前贈与があります。しかし、方法を間違えると、せっかくの親心が水の泡になるという事態を招きかねません。よくあるケースとして、3つご紹介します。

ケース① 子どもの帰省時に、現金100万円を手渡し(贈与)した。

マネーロンダリングとみられがちな現金贈与はやめましょう。ごまかす目的はなく、子に現金をプレゼントするために「親の口座から子の口座に送金」し、贈与の証拠を残すことが大切です。

出があつて、思うように老後資金が貯められず、親の遺産をあてにしていたという話しもよく耳にします。

■ 心算で相続するために大切なこと

葬儀が終わると落ちつく間もなく始まる相続手続きといった場面を、テレビなどで目にするかもしれないです。また、知り合いや親族で「トラブル」になったという方ももしかしたらいらっしゃるかもしれません。当事者間では解決が困難な相続があるなかで、どのようにすれば笑顔で相続を成し遂げることができるか考えてみました。

相続に関する情報

まず、大切なことは相続に関する情報を仕入れ、見通しを持つことです。

コミュニケーション

それぞれの認識の違いが将来思わぬいざこざの原因に成りかねません。

遺産分割協議

遺産分割協議は、相続人との話し合いによって行なわれます。「円満相続」するには、遺志がきちんと伝わっているかどうか重要です。相続の全体を通してのコミュニケーションが笑顔の相続をつくり上げます。

ケース② 現金贈与した子ども名義の口座を親が管理。親の都合で引き出すことがある。

子ども名義の口座を、事実上、親が管理している点が問題です。親の都合で、子ども名義の口座から自由に出入金できるようでは「名義借り」とされ、相続発生時には親の財産として相続税の対象にされてしまいます。

ケース③ 贈与税がかからないよう、毎年110万円ちょっとを贈与し続けている。

毎年同じ金額、時期などに贈与をしていると「連年贈与」「定期金贈与」とされるリスクがあります。お中元やお歳暮とは違うものとして、「贈与時期」と「贈与額」はその時々で変えて贈与するのが得策です。

簡単そうに見える現金贈与でも、このように落とし穴は各所にあります。やり方次第では、子ども達のデメリットとなるリスクがありますから、安易な贈与はオススメできません。証拠を残す「堂々贈与」で税務トラブルを未然に防ぎましょう!

次のページからは、相続・贈与にまつわる具体的な事例を紹介しております。

